

小値賀町議会第一回定例会
(第二日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員 なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
山田	中山	筒井	大黒	谷村	西村	中川	吉元	蛭子	升水	尾野	尾崎	大田
憲道	敏章	英敏	泰三	良一	久之	一也	勝信	晴市	裕司	英昭	孝三	一夫

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成二十二年三月九日（火曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（ 加山雅徳議員 ・ 土川重佳議員 ）
- 第二 議案第三一号 工事請負契約の変更について〔観光施設整備事業（野崎島自然学塾村改修工事）〕
- 第三 議案第一五号 平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）
- 第四 議案第一六号 平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）
- 第五 議案第一七号 平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）
- 第六 議案第一八号 平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第四号）
- 第七 議案第一九号 平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）
- 第八 議案第二〇号 平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第四号）
- 第九 議案第二一号 平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、二番・加山雅徳議員、三番・土川重佳議員を指名します。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	九時	三十分	—
—	再開	午前	九時	三十分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第二、議案第三一号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第三一号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

観光施設整備事業（野崎島自然学塾村改修工事）の請負契約につきましては、平成二十一年十二月十日に入札を行い、株式会社友建設が落札し、契約額五千四百六十万円で議会の議決を得て請負契約を締結いたしておりましたが、その後、利用状況を再調査した結果、宿泊棟と学習棟を結ぶ廊下に外壁、窓を設置し、風雨時にも容易に利用出来る構造に変更するとともに、浴室、便所棟の給湯器の老朽化と能力不足の問題を解消するため、給湯器二基を追加する計画です。

以上により、設計変更及び請負契約の変更が必要となりますので、現契約額に二百十九万九千七百五十円を加えた、五千六百七十九万九千七百五十円で工事請負契約を変更いたしたく、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び小値賀町議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 先ほど、変更内容を説明されましたけども、この風呂の天井が傷んでいるとか、渡り廊下の窓付け、風を何とかって言ってましたけども、これは改修する前にある程度判っていたことじゃないんですか。

工事をしてから、これは変更せねばということが判ったことでしょうか。その辺をちよつと…。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

野崎学塾村はグラウンド側が宿泊棟で、その反対側に、裏側の方に学習棟というのがあるんですけれども、それを結ぶ渡り廊下がありまして、その渡り廊下が非常に老朽化がひどくてですね、全部作り直すという計画でやっております。

その中で、現在の渡り廊下の形状がですね、腰までの壁板で、上は空間になっております。そのような設計ですね、一応調査が不足だったかも知れないんですけども、そのままの状態で新築をするというふうな計画を立てておりました。

そういう中で、設計と現地をもう一回調査した結果ですね、やはり上まで壁があつて、あと窓付きにした方が雨風の時きにもですね、今まで濡れてたんですね、それが濡れないようになるということで、そういうことで設計変更をするようになりました。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 説明は解りましたけども、考え方として大きく二つあるだろうと思えます。従来の形をもう一回、きちつと再現をしたいんだという形で当初考えられたのかなあと、いうふうには私は理解をしておりました。

で、今度の場合は、従来型ではない形、つまりそういうふうな壁をきちつと作ってしまうことの方が利便性もいいし、また長持ちするだろうという考え方が出てきたのかなあと、思うんですが、実はこれには考え方が、ちよつと基本的なスタンス

が違うんだと思うんですけど、当初、なぜ今のような考え方をしなかったんでしょかね…。何で急にこう変わったんでしょかね…。ここがちよつと私には解せないんですけど…。簡単に、その単純に「資料不足でそこまで考えていませんでした。」という変更なんですか？それとも、金がどつか余ってきたんでそれをするとかっていう、馬鹿な考え方ではないだろうと思いますので、その辺ちよつと解せないもので、つまり議会において十二月出された時点で、「きちんとんでなかったものを出したのか。」ということも言われかねない問題なんですね。

— ですから、そこら辺どこに問題があったのか私は知りたいんですけどね。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、改修工事ということで渡り廊下をそのままの構造で当初設計しておりますので、端的に言って調査不足というか、利用形態をもっと調査してですね、そこら辺の協議を上手くやって、利用上支障がないように突き詰めて、そういう渡り廊下の利用方法とかですね、雨風のとくに濡れているという状況辺りを、現地と十分打ち合わせしながら設計に反映できればよかったと思うんですけども、そういうところが配慮がちよつと足らなかったと反省をいたしております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） それでは確認をしますけど、あそこの指定管理はIT協会がしておりますが、今度も延長しますけども、そこの話し合いというのは設計段階でなされるのは当たり前だところちは思ってたもんですから、なされなかったということなんですかね？

— そういうふうなことが間々これから起こってくると、それは姿勢としてまずいなあと思いますのでね、ただ話し合いはしたけども、詰めの段階でどうだったとかね、そこに問題はどこにあるのかと思いますので、その辺、どの辺がちよつとまなかったのかということも、もう少し具体的に伺いたいと思います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

— 多額のお金をかけて改修することですね、担当者とか、そういうところの協議は一応行ってるんですけども、やはり

どうしてもそういううちよつと小さいところと言うたら何ですけれども、気づかない点もちよつと出てきたということ
で、今回こういうふうな変更になつております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 先ほどの建設課長の説明で、設計変更、また工事変更です、二百万という額が増額になっておりま
す。

確認のためにお伺いしますが、工期は三月の三十一日までです。この工事の工期…。で、今日はもう三月の十日、こ
れからまたいろんなことで二百万の増額になっていきますので、その工期には間に合うのか、それとも今現在の進捗状況をお
伺いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

現在の契約工期としましては、三月三十一日までになっております。

ただし、今現在の進捗率はですね、約八〇%です。ですので、今のところ、工期としましては、繰り越しをご承認い
ただいて、四月の末日というふうを考えております。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） くれぐれもですね、工期割れないようにお願いしたいんですが…。

なぜかと言うと、これはもう自然学塾村の、今度IT協会との関連があります。だからそこら辺の説明もよく
していただいて、せっかく観光客とか子どもたちのイベントなんか催しされておりますので、是非そこら辺の工期の延長
はできるだけ避けるようにお願いしたいと思います。お願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

ここは島外からの利用客等辺りですね、予定が四月にも五件ぐらい予定が入っているようです。ですので、できるだけ
工期は延ばしたくないんですけれども、一応宿泊棟の方はですね、ほぼ三月いっぱいでお客さんを入れられるようなことで
今進めております。で、学習棟の方だけですね、どうしてもやっぱり四月いっぱいかかるということで、まあ現場の方も頑

張ってやっってるんですけども、こういうふうには海が荒れたりとかすれば、ちよつとなかなか進まない不測の事態が出てくるもんですから、出来るだけそういうふうには宿泊客に影響が出ないように頑張りたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三一号、工事請負契約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第三一号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	—	—	—	—
再	休	午	午	九
開	憩	前	前	時
				時
				四
				十
				分
				—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第三、議案第一五号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第一五号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）について説明いたします。

今回の補正予算は、国の緊急経済対策による「地域活性化・公共投資臨時交付金」、同じく「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」関係事業費の計上及び国庫補助金の計上、特別交付税の増額計上、振興基金及び百年計画学校建設基金等への積立金の計上が主なものでございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一億三千九百五十万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三十二億九千八百二十万円とするものでございます。

第二条は、第二表「繰越明許費」に示しますとおり、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」関係事業の観光施設整備事業・小値賀町防災行政無線デジタル式設備整備事業、「地域活性化・公共投資臨時交付金」関係事業の離島開発総合センター耐震化改修工事、それから、「島暮らし体験交流施設整備事業」・「地産地消古民家レストラン施設整備事業」・「新小浜団地集会所新築工事」及び「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」事業の「空港ターミナルビル改修工事」外十八件、総額六億六千六十九万七千円を翌年度に繰り越すものでございます。

第三条は、第三表「地方債補正」に示しますとおり、「地産地消古民家レストラン施設整備事業」に伴う追加計上及び「島暮らし体験交流施設整備事業」・「小値賀町防災行政無線デジタル式設備整備事業」の借入限度額の変更でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、一款・町税、一項・町民税、一目・個人二十四万八千円増額、同じく二目・法人を八十七万八千円増額し、町民税の総額を五千八百八十四万三千円としております。同じく三項・軽自動車税を四千円増額し、軽自動車税の総額を六億八十九万六千円としております。

七款・自動車取得税交付金、一項・自動車取得税交付金を二百二十万円減額し、自動車取得税交付金の総額を五百四十万円としております。

九款・地方交付税、一項・地方交付税を五千七百三十六万九千円増額し、地方交付税の総額を十六億九千五百五十九万二千円としております。これは普通交付税十五億九千四百二十二万三千円、特別交付税九千七百三十六万九千円でございます。

十一款・分担金及び負担金、一項・分担金、一目・農林水産業費分担金を一万六千円減額し、分担金の総額を七十一万二

千円としております。

十二款・使用料及び手数料、一項・使用料、一目・総務使用料五万二千円増額、同じく二目・民生使用料四十五万二千円増額、同じく六目・土木使用料二百五十五万七千円増額、同じく七目・教育使用料を八万九千円減額し、使用料の総額を三十八万一千円としております。同じく二項・手数料、二目・衛生手数料を十九万円減額し、手数料の総額を一千九十九万二千円としております。

十三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・民生費国庫負担金を二十五万円増額し、国庫負担金の総額を四千四百三十万一千円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・民生費国庫補助金三百六万六千円の増額は、子ども手当準備事業費補助金でございます。同じく二目・衛生費国庫補助金三万三千円減額、同じく三目・農林水産業費国庫補助金五十三万五千円減額、同じく四目・土木費国庫補助金二百八十三万二千円減額、同じく六目・教育費国庫補助金八十五万五千円減額、同じく七目・総務費国庫補助金八千八百八十八万三千円の増額は、地域活性化・公共投資臨時交付金一千四百四十五万三千元、同じく地域活性化・きめ細かな臨時交付金七千四百八十九万二千元が主なものでございまして、国庫補助金の総額を四億二千九百五十三万三千元としております。

十四款・県支出金、一項・県負担金、一目・総務費県負担金四万一千円減額、同じく二目・民生費県負担金十二万三千元増額、同じく三目・衛生費県負担金を四万六千円減額し、県負担金の総額を五千二十四万四千元としております。同じく二項・県補助金、一目・総務費県補助金一千円増額、同じく二目・民生費県補助金一万円減額、同じく三目・衛生費県補助金九万九千円減額、同じく四目・農林水産業費県補助金九百三十一万円減額、同じく五目・商工費県補助金二百九万六千円減額、同じく六目・土木費県補助金三十一万五千円増額、同じく八目・教育費県補助金二十二万三千円減額、同じく九目・災害復旧費県補助金を二百二十八万一千円増額し、県補助金の総額を二億三千五百三十五万八千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金一万六千円減額、同じく六目・土木費委託金を二十九万五千円増額し、委託金の総額を二千七百七十五万一千円としております。

十五款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・財産貸付収入七万三千円減額、同じく二目・利子及び配当金を十六万三千円減額し、財産運用収入を七百十六万六千円としております。

十六款・寄附金、一項・寄附金、一目・一般寄附金二百七十七万九千円増額、同じく二目・総務費寄附金二十四万一千円増

額、同じく三目・民生費寄附金三十一万六千円増額、同じく四目・衛生費寄附金七十八万九千円増額、同じく七目・教育費寄附金を二十二万九千円増額し、寄附金の総額を三百七十六万一千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、九目・中山間ふるさと活性化基金繰入金七千円増額、同じく十六目・百年計画学校建設基金繰入金を五百三十七万五千円減額し、基金繰入金の総額を五千四百十三万円としております。

十九款・諸収入、四項・雑入、五目・雑入を百九十三万三千円減額し、雑入の総額を一億五千八百九千円としております。

二十款・町債、一項・町債、五目・商工債二千五百十万円の計上は、島暮らし体験交流施設整備事業七百九十万円の減額及び地産地消古民家レストラン施設整備工事三千三百万円の増額でございます。同じく七目・消防債を二千万円減額し、町債の総額を二億七千四十八万六千円としております。

歳出では、一款・議会費、一項・議会費、一目・議会費を四十万五千円減額し、議会費の総額を五千四百八十二万九千円としております。

二款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費百十五万一千円増額、同じく三目・財政管理費二万一千円増額、同じく四目・会計管理費一万一千円減額、同じく五目・財産管理費一億二千五百五十四万六千円の増額は、振興基金積立金九千八十二万円、百年計画学校建設基金積立金三千三百六十九万五千円が主なものでございます。同じく六目・企画費五万六千円減額、同じく七目・交通安全対策費四万四千円減額、同じく八目・空港費五百万円の増額は、きめ細かな臨時交付金事業による空港ターミナルビル改修工事でございます。同じく十一目・ふるさと創生事業費二十一万七千円減額、同じく十二目・定額給付金給付事業費を二十八万円減額し、総務管理費の総額を六億三千七百六十一万九千円としております。同じく二項・徴税費、一目・税務総務費十万五千円減額、同じく二目・賦課徴収費を十一万一千円減額し、徴税費の総額を三千三百七十四千円としております。同じく三項・戸籍住民基本台帳費を二十四万六千円増額し、戸籍住民基本台帳費の総額を一千七百七十一万三千円としております。同じく四項・選挙費、二目・選挙啓発費十万七千円減額、同じく三目・衆議院議員選挙費六十六万六千円減額、同じく五目・県知事選挙費を六十四万六千円減額し、選挙費の総額を九百八十一万四千円としております。同じく五項・統計調査費、一目・統計調査総務費を十五万九千円減額し、統計調査費の総額を百八十五万八千円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費一千六十九万八千円の減額は、後期高齢者医療給付費負担金六百三十二万三千円の減額、介護保険特別会計繰出金四百四十一万五千円の減額が主なものでございます。同じく三目・老人福祉費九十三万二千円減額、同じく四目・身体障害者福祉費六百十六万七千円の増額は、きめ細かな臨時交付金事業による地域活動支援センター改修工事が主なものでございまして、社会福祉費の総額を二億八千三百七十九万九千円としております。同じく二項・児童福祉費、一目・児童福祉総務費三百四万円の増額は、子ども手当システム構築委託料が主なものでございまず。同じく三目・児童福祉施設費を二十二万五千円増額し、児童福祉費の総額を四千八百四十五万六千円としております。

四款・衛生費、一項・保健衛生費、一目・保健衛生総務費百六十七万七千円減額、同じく三目・環境衛生費二百七十四万七千円の増額は、きめ細かな臨時交付金事業による霊柩車庫建設工事三百五十万円が主なものでございます。同じく四目・健康増進費を二十一万五千円減額し、保健衛生費の総額を一億三千六百四十八万円としております。同じく二項・清掃費、一目・塵芥処理費四百四十五万一千円の増額は、きめ細かな臨時交付金事業による可燃ゴミ計量器改修事業五百万円が主なものでございます。同じく二目・し尿処理費を九十一万四千円減額し、清掃費の総額を八千九百五十九万二千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、二目・農業総務費七万二千円増額、同じく三目・農業振興費六百二十五万八千円減額、同じく四目・畜産業費六十四万一千円減額、同じく五目・農地費を百七十七万三千円増額し、農業費の総額を二億一千九十七万二千円としております。同じく二項・林業費、一目・林業振興費を十六万八千円減額し、林業費の総額を二千七百七十四万二千円としております。同じく三項・水産業費、一目・水産業総務費三万五千円増額、同じく二目・水産業振興費三百四十万九千円減額、同じく三目・水産施設費百二十九万八千円減額、同じく四目・漁港管理費七十万八千円減額、同じく五目・漁港建設費八百十九万三千円の増額は、きめ細かな臨時交付金事業による六島漁港浮桟橋設置工事五百万円、町営漁港施設照明灯設置工事四百万円が主なものでございまして、水産業費の総額を一億三千七百三十二万一千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費三万円増額、同じく二目・商工業振興費九十四万八千円減額、同じく三目・観光費を九百十五万七千円減額し、商工費の総額を二億七千九百六十五万六千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費百六十八万三千円減額、同じく二目・景観計画費を三万八千円増額し、土木管理費の総額を九千四百九十五万二千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費二千五百万

円増額及び三目・道路新設改良費一千四百万円の増額は、きめ細かな臨時交付金事業による町道の補修舗装工事七件分と、町道小田線改良工事によるものでございまして、道路橋梁費の総額を四千七百八十二万六千円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費一千三百万円の増額は、きめ細かな臨時交付金事業による町有斑住宅改修事業一千二百万円、町営小浜住宅排水路改修工事百万円でございます。同じく二目・住宅建設費を八十四万円減額し、住宅費の総額を六千五百万円としております。

八款・消防費、一項・消防費、一目・非常備消防費百八十三万三千円減額、同じく二目・消防施設費を一千二百五十万七千円減額し、消防費の総額を二億五千八百二十三万八千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、二目・事務局費を二万一千円減額し、教育総務費の総額を三千四百九千円としております。同じく二項・小値賀小学校費、一目・学校管理費六十五万一千円減額、同じく二目・教育振興費は財源調整、同じく三目・学校建設費を三百二十五万円減額し、小値賀小学校費の総額を三千九百五十九万四千円としております。同じく四項・小値賀中学校費、二目・教育振興費を九十四万八千円減額し、小値賀中学校費の総額を一千三百九十三万七千円としております。同じく六項・幼稚園費は、財源調整でございます。同じく七項・社会教育費、一目・社会教育総務費十七万四千円減額、同じく二目・公民館費二十八万五千円減額、同じく三目・総合センター費十八万円減額、同じく四目・歴史民俗資料館費四十万二千円減額、同じく五目・文化財保護調査費四十九万五千円減額、同じく七目・世界文化遺産登録推進事業費を二十万円減額し、社会教育費の総額を二億六千五百一十二万二千円としております。同じく八項・保健体育費、一目・保健体育総務費を六十万円減額し、保健体育費の総額を二千三百三十五万四千円としております。

十款・災害復旧費、一項・農林水産施設災害復旧費、一目・農業用施設災害復旧費を三十一万円減額し、農林水産施設災害復旧費の総額を一千二百六十九万九千円としております。

十二款・諸支出金、二項・特別会計繰出金、一目・渡船事業特別会計繰出金を七百万円減額し、特別会計繰出金の総額を一千二百万円としております。

以上、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・町 税

松永議員

九番（松永勇治） 一項・町民税、二目・法人、現年課税分の法人税割が、現計予算で四十八万円でございます。現在ですね…。それに今回八十九千円増額されておりますけれど、この内容ですね、どういうことか…。

二点目ですが、滞納繰越額が二十一年度予算に、一項・町民税、一目・個人で二十八万円、二項、一目・固定資産税で二百六十五万三千円、三項、一目・軽自動車税で一万二千円の滞納が計上されておりますけれども、現時点での滞納額と件数をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

この法人町民税、個人もですけども、この増額の要因は修正申告による増額でございます。

それから、滞納繰越分につきましては、これは過年度分ということ、現年度の現在の状況につきましては、まだ年度末が終わっていませんので、現在の状況は判りませんが、今年度以前の分につきましては、後ほどお知らせしたいと思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・自動車取得税交付金

松永議員

九番（松永勇治） 自動車取得税交付金はですね、十九年度が八百八十八万二千円、二十年度八百二十七万三千円の決算に比べまして、今回、二百二十万円減額されて五百四十万円が見込まれておりますけど、この大幅な減の要因についてお尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

この自動車取得税交付金につきましては、議員さんもご存知でしょうけども、自動車を取得する場合にその九五%をです

ね、県が各市町村へ市町村道の延長及び面積によって按分して交付するわけでございますので、自動車の取得が少なかったということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・地方交付税

松永議員

九番（松永勇治） 普通交付税の不足額を自治体の安定財源に必要な一般財源確保のためにですね、地方交付税振替分として発行されます臨時財政対策債を合わせた普通交付税実質額はですね、二十年度が十六億八千四十三万円、二十一年度十七億五千九百九十九千円で、前年度比二千五百七十九千円、一・五%増となっております。二十二年年度、臨時財政対策債はですね、今現在、二十二年年度を見ますと、五千四百七十一万四千円増の、一億六千六百万円を計上してあります。

今後ですね、臨時財政対策債の動きが気になると思いますが、今後の見込みを、いつまで続くのか、きられるのかどうかですね…。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

今回の補正につきましては、特別交付税を一億五千七百三十六万九千円計上させていただいております。従来、特別交付税というのは、『三位一体の改革』がある前までは十二月に交付される分が約その三〇%、そして二月にその残りの七〇%を交付しておりましたが、『三位一体の改革』によりまして十二月の方に多く交付されるというふうになっておりますので、今回、特別交付税につきましては、最低限一億円はくるんじゃないかということで、今回の計上になっております。

それに付随する臨時財政対策債につきましては、ご存知のとおり、元々の『三位一体の改革』が始まるまでは平成十八年度までには終了するというふうなことでお知らせしておりましたけれども、現在の状況ではこれが終わるといふふうな情報は得ておりません。で、来年度、先ほど二十二年年度の交付額まで言われましたので、二十二年度は『地方財政計画』というものを国が発表しております、それによりまして、それによりまして大体一億六千万ぐらいになるんじゃないかなというふうな予想をしております。

それから、二十三年度以降、どうなるかというご質問ですけども、二十三年度以降につきましては、これを廃止するとい

うふうな情報は得ておりませんので、そのまま臨時財政対策債は交付されるというふうなことを考えております。その額につきましてはですね、現在のところでは情報を得ておりません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 今回、特別交付税を五千七百三十六万九千円計上されておりました、この前の補正の折にですね、四千万組まれたときに、課長に聞きましたところが大体一億が見込まれるということでしたので、大体お見込みどおりの金額が入っておりますと思います。

これは答弁は要りません。

議長（横山弘藏） 第十一款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・使用料及び手数料

松永議員

九番（松永勇治） 使用料ですね、目の、三目・衛生使用料が計上されていないようですけれども、なくなつたんですか？

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

補正予算ですので、補正に計上してないだけでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦議員

五番（浦英明） 六目の土木使用料ですね、町営住宅の使用料。これが当初予算と、これを積み上げますと、一千三百七十万二千円となりました、二十年度決算からすると百七十万円ほど増えております。

これは満室のためか、或いは滞納する人が少なくなったためか、そういった詳細が判れば説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この住宅使用料ですね、増額の大きな要因といたしましては、今年度当初、市司団地という所を、民間の住宅から買入れて町営住宅になっておりますけれども、そのときの入居者ですね、家賃の把握がなかなか難しくして一応概算で上げておりました。それがはつきりしましたので、今回計上させていただきました、今回計上させていただきますけれども、その家賃の差額がちよつと

出てきたということになっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・国庫支出金

松永議員

九番（松永勇治） これは確認でございます。

二項の国庫補助金、三目・農林水産業費国庫補助金ですね、当初予算の『正誤表』では、「長崎県」を削るようということができますけど、これは「長崎県」は要らないんじゃないですか？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 議員さんがおっしゃるとおりですね、これは国庫補助金ですので、「長崎県」は不要です。

こちらの方のミスで大変申し訳ありません。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦議員

五番（浦 英明） 七目ですね、地域活性化・公共投資臨時交付金一千四百四十五万三千円ですね、これの内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

―― 休憩 午前 十時 零分 ――

―― 再開 午前 十時 零分 ――

教育次長

議長（横山弘藏） 再開します。

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

大変失礼しました。

離島開発総合センターの耐震化で二億に対しまして、補助が一億、執行残を公共投資で充てようということを考えておりました、そのうちの追加分で一千四百四十五万三千円が公共投資臨時交付金で追加配分されたものです。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） 「追加された。」と今言うような答弁でありましたけども、そこがよく判りませんので、その詳細につ

いてをお尋ねしますけども、ちなみにですね、私が積み上げた内容ではですね、二号補正が四百五十万、これは耐震調査です。それから、四号で工事が八千五百五十万、今回の五号で一千四百四十五万三千円、合計で一億四百四十五万三千円というふうになっておりますけど、今言ったような内容の説明をもう一回お願いします。

休憩	午前	十時	十分	—
再開	午前	十時	十一分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十五款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十六款・寄附金

土川議員

三番（土川重佳） 一目・一般寄附金ですけども、これは『小値賀新聞』等にも載っております。そのときは二百万ぐらいだと思えますけども、そのときの最高金額と件数ですね、何名かということをお願いたします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） お答えします。

最高金額は百万円でございます。人数は十五名です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十七款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十九款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二十款・町 債

浦 議員

五番（浦 英明） 五目の商工債ですね、これの島暮らし体験交流施設整備事業、それから地産地消古民家レストラン施設整備事業、二つ上がっておりますけれども、これですね、補助とそれから起債、それから一般財源等、こういった内容が判れば説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

まず、地産地消古民家レストランですけれども、今回の補正を行って決定した分を報告させていただきます。国庫支出金が三千百六十六万八千円でございます。地方債が三千三百万、一般財源が八百七十六万九千円ということになっております。

それから、島暮らし体験交流施設整備事業ですけれども、県の支出金が二千万、地方債が三千七百九十万、一般財源が七百九十八万七千円ということになります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休 憩	午 前	十 時	十三分	—
—	再 開	午 前	十 時	十三分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

先ほど、答弁漏れがありましたので、教育次長にお願いしたいと思います。

教 育 次 長

教育次長（尾崎孝三） 大変失礼しました。

離島開発総合センターの、先ほど言いました二億円で計画しております。そして一千万を測量試験と、その耐震の診断調査の方に充てております。それで、工事費を一億九千万円計上いたしまして、二分の一が補助事業でありまして、その補助

残の九〇％を公共投資の交付金で賄うように計画しております。それで、その九〇％を今回補正で計上しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） あのですね、総合センターの県の補助金が一億あるわけですね。それと、今回補正されますと、国庫補助金が一億四百四十五万三千円になるわけですね。そうした場合、合わせますと二億四百四十五万三千円になるんですよ、財源が国・県合わせて…。そうした場合に、工事費が二億円ということであると、四百幾らはオーバーするわけですが、特定財源が、一般財源なしで…。他にあと四百幾らかが何か出てくるんですか？これは国庫補助金と県補助金合わせますと、二億四百四十五万三千円になるんですね、一億四百四十五万三千円今回補正した額ですね、国庫補助金、二億から超すんですよ、四百万あまり…。そうした場合、工事費が設計委託料と一億九千万の工事費を合わせると二億でしょ、四百幾らか財源が余ってくるようなことになるわけですが、どういふことですかね？

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

― 休憩 午前 十時 二十一分 ―

― 再開 午前 十時 三十二分 ―

教育次長

議長（横山弘藏） 再開します。

教育次長（尾崎孝三） 大変失礼しました。

公共投資の臨時交付金につきましては、センター分で百五十六万三千円を追加いたしました、一千二百八十九万円を大島の耐震化に充てております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） それじゃあ、一千四百四十五万三千円ですね、大島とセンターに充てる数字を言ってください。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（尾崎孝三） お答えいたします。

百五十六万三千円を総合センター、一千二百八十九万円を大島の耐震化に充てております。
失礼しました。

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・議 会 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 第二款・総 務 費

浦 議員

五番(浦 英明) 五目の財産管理費で、積立金の振興基金の積立てが九千八十二万円、百年計画学校建設基金積立金が三千三百六十九万五千円、この二つ分の現在の積み上げと言いますか、現在高をお尋ねします。

議長(横山弘藏) 財政課長

財政課長(西村久之) お答えします。

振興基金につきましては、この補正後の額ですと、三億七千二百二十万円です。

それから、百年計画学校建設基金につきましては、二億と百万と、あと端数になります。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

小 辻 議員

四番(小辻隆治郎) 総務費の八目・空港費の、ターミナル改修工事ですけども、一応一階の部分のトイレとかの改修というところで全協でお話がありました。その後ですね、相手先の航空会社からはどのような話し合いというか、進行具合になっておりますか。

議長(横山弘藏) 産業振興課長

産業振興課長(吉元勝信) お答えいたします。

岡山航空株式会社ですね、利活用について検討をしているわけですけども、町の方からこういうふうには空港ターミナルビルをですね、今後の空港利活用のために改修を図るといふようなことを報告させていただいております。

それで、先日連絡をいただきましたけども、三月の中旬に再度来町ですね、詳細の部分について打ち合わせをさせてほしいというような連絡がございましたので、そういうようなことで町長始め関係担当等ですね、一緒になって利活用策を検討して、前に進めるような形でやっていきたいというふうに思います。

議長(横山弘藏) ほかに質疑はありませんか。

土 川 議員

三番(土川重佳) 一目・一般管理費ですけども、十一節・需用費の通学路防犯灯改修事業、主に場所と、どういうふうな工事の内容か説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） お答えいたします。

一応通学路で暗い所がないかというのを調査いたしましたですね、街灯が必要だと指摘された箇所において、十九箇所を設置する予定でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 二十頁です。十二目・定額給付金給付事業費でございますけれども、十二月議会で内容を聞きましたところが、給付金が十二万四千円、事務費で二十八万一千円、合わせて三十八万五千円。これを今回、二十八万円減額されておりますけれども、これに基づく実績が変わつたと思っておりますので、件数と事務費の金額と、給付費に上げた金額をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） お答えいたします。

件数等は変わっておりません。一応十二月の議会で償還金として三十八万五千円を予算として計上させていただきましたが、その後ですね、申請額から執行額を差し引いた分ですね、その執行額が少なかったもんですから、それに足りない分を国に返すということで三十八万五千円を計上しておりました。

ところが、申請額の九割しか国庫補助金が入りませんでした。そこで、歳入を見ていただければ判ると思いますが、歳入の十三頁に七万円計上しております。総務費国庫補助金として定額給付金事務費補助金を七万円追加補正をしております。それで、九割しか入らなかったもんですから、その分、歳入は七万円追加しましたけれども、償還金が二十八万円の減額となつたものでございまして、件数は変わりありません。申請額の九割が入つたということでございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 世帯給付者数は変わらないけれども、この返還金が二十八万円減つて十万五千円になったと…。

その内訳を、事務費と給付金に分けて…。十万五千円の内訳うちゆうことです。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 事業費が十万五千円です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・衛生費

一番（宮崎良保） 環境衛生費の中で、霊柩車庫の建設工事が三百五十万ありますけど、内容説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

霊柩車の車庫建設事業は、現在、小値賀町の方で霊柩車を運転しているわけでございまして、現在の車庫は地域福祉センターの車庫を利用して、そこに保管しております。

今後、これを第三セクターの小値賀交通の方にその業務をやっていたかどうかということを計画しております。きめ細やかな地域活性化交付金を活用して、小値賀交通の車庫の近くに霊柩車用の車庫を設けようという計画でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 二項の、清掃費の一目・塵芥処理費。先ほど、財政課長が十一節の需用費を説明されていましたが、ちよつと分かりませんでしたので、もう一度説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

この修繕料は、ごみ焼却場に搬入される可燃ごみの重量を計測する計量器のやりかえでございまして、新築当時のトラックスケールが故障したまま、もう何年もごみの搬出量トン数が、重量が、推測でしか捉えられていませんでしたので、このたびの国の交付金を活用して修繕を行うというものでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 三目の環境衛生費でございます。その中の十九節、生ごみの処理容器の設置事業補助金の減額が四十六万八千円出ております。これは、新年度の予算等にも少し考え方が影響するなあと思っているんでお伺いをしますが、これは

各家庭におけるところの電気で処理をですね、それで生ごみの量を減らすというところで、購入についての補助ということでも出してもらったと思っておりますが、ここに来てこれだけの減額ということになりますと、かなり当初目標としたところと下回ったのかなあというふうに思っておりますが、実績と、それからこの時点で減額補正をするということの意味を願います。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

実績につきましては、二月現在ですけれども、コンポストが三十件、電気式が十三件で、コンポストの方が九万円、電気式の方が三十七万一千五百円でございます。

そういったことで、今後の見込みを推測して一応今回の補正では減額補正ということにしております。

当然、新年度の予算計上につきましても、この辺は考慮して予算を組んでおります。方向とすれば出来るだけ生ごみの減量化と循環型社会の構築のためには、この事業をもう少し進めなければいけないというふうには認識しております。

そういうことで、年末には、公民館の方が中心ではございましたけれども、公民館と共催で福岡の方からダンボールコンポストの講師を招いて婦人会や農協婦人部等の皆さんがご集まりいただいて非常に好評でした。で、今後はこういったダンボールコンポスト等につきましても、この助成の対象としていけば、これが二千五百円ぐらいの品物でしたので、そういったものを活用して今後はやっていかなければいけないというふうには考えております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） いろいろと分析をですね、次につなげようと考えているということは理解をしております。

ただ、一応ですね、予算で組んだときには大体の目安を、目標と言いますかね、そういうのを立ててる、これだけ減額してくるといふことになる、目標に到達しなかったと、それはなぜかという分析が必要だというふうに思います。ここで減額されますとね、決算では出てきませんので、そういう点では今やっとなかなく思っております。

ここにきて減額をしなければならぬ状況になったというのは、広報とかですね、そういう方々に使っていたかという、導入するところの方法の問題はなかったのかと、その辺のところはどういうふうな分析をしておられるのかと…で、分析をしてみるとすれば、次の段階はどういうふうなことをやろうと、予算に組んだだけでは本来はどんなに素晴らし

い考えでもです、それが生きてこないということになります。その辺どうお考えですか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

広報等につきましては、小値賀新聞、回覧等で広報しておりますけれども、これを購入して手間をかけるのと、そのままごみステーションに持って行って廃棄するのと、何ら手がかからないでごみステーションに持って行って同じ金額、で、わざわざ買って手間をかけるという非常にめんどくさいことにお金を使うと、その辺の住民の意識を変えていかないと、なかなか難しいことだろうと思っております。

そういうことでは二十二年度においてそれを何らかの方法でその壁を低くするような、そういったことを検討していきたいと思っております。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 新年度の部分でそれがまた質問として出てくるかなあとと思いますが、ひとつその件については大いに今後頑張っていたきたいと思っております。

先ほど出ました、その上の方の、霊柩車の車庫の建設工事の件ですけども、これは町有地に建てるんですか？それとも、福崎さんの施設の所に建てるのか、或いは小値賀交通の所有地に建てるのか、それはどうなんですか。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

小値賀交通の町有地の方に作る予定にしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

宮崎議員

一番（宮崎良保） 三目・農業振興費の、ながさき「食と農」支援事業で、新規就農者支援のハウス建設が五百九十八万二千円と減額になっておりますけども、これは規模が縮小したのか、誰か止めたのか、その辺ご説明お願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

規模等は縮小しておりません。予定通りの二棟を建てたわけですけれども、入札の際の執行残ということです。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 四目の畜産業費で、これも毎年のように出てきますけども、かあちゃん牛、これも当初予算もうほとんど減額になっております。その下の、長崎県の家畜導入も、これも十頭分の中の六頭が減額になっております。

この内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） まず、かあちゃん牛の方を説明いたします。

五頭予定していたわけですけれども、一頭でしたので、四頭分を減額しております。このかあちゃん牛というのが、自家保留、自分の家で生まれた牛の保留は駄目ということ、また、純増頭奨励金との重複は駄目だということ、それと町有めす牛の場合には借り入れということで、購入時点での個人の負担はないわけですけれども、これを利用すると購入時点での残りの負担が発生するということですね、家族協定を結んでおらなければならぬということですので、独身の場合には利用できないということで、利用されていないというのが現状です。

それと、長崎県家畜導入事業費補助金ですけれども、十頭予定しておりましたけれども、四頭だけの利用ということで、減額しております。本事業では、導入牛の親の種、つまり父親が県指定の牛に限られておりまして、それに該当してこの導入事業を利用したいという人が四名だったということです。

以上です。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） そこまでですね、詳しくある程度調べておるんだつたらですね、これは去年か一昨年も私は確か補正で減額のときに聞いたんですけども、これ当初予算でもまた同じぐらいの金額が予定されておると思いますけども、いろいろそこまでするんな事情があつて規制があつてですね、やるんやったら、もうちよつと当初予算とかなんかにもですね、もうちよつと頑張つてほしいかなあという気持ちがあるんですけども、別に、かあちゃん牛とか、それを制約する意味じゃないんですですね、そこら辺をもう少し考えていただければと思います。

以上です。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・商 工 費

加山議員

二番（加山雅徳） 三目・観光費の中ですね、十五節と十七節、駐車場整備工事ですね、地産地消古民家レストラン駐車場整備工事。この場所と、その土地が町有地なのか私有地なのか説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

レストランの駐車場に計画しております土地につきましては、藤川さんの道を挟んだですね、空き地を現在のところ予定しております。その土地につきましては、私有地でございますので、町が買い上げをしておりますね、そこに駐車場を整備したいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 場所についてはですね、私も何回も場所を見たんですが、こっち側の漁具倉庫の脇の、手前の広場ですね、あそこから奥の方にも土地があるんですが、あそこら辺は町有地じゃないんですかね？

そこら辺、もし判ればお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

議員さんがおっしゃられる漁具倉庫の横につきましては、漁港の埋め立ての土地ということですね、そういう駐車場とということでは利用できないというようなことのようです。

現在計画している駐車場につきましてはですね、正面玄関から入るために今の計画の場所がですね、いいだろうというようなことで考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

七番（伊藤忠之） この駐車場の整備工事につきましては、大体駐車場に何台ぐらいの車の台数がですね、止まるような広

さか。それと、あと駐車場の下、道路をですね、コンクリートか、若しくはアスファルトか、またバラスか、そこら辺の考えがあればお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

現在のところですね、十台程度駐車できるような、そういうスペースを確保しようというふうに考えております。

それから、駐車場からレストランに向う道についてはですね、照明と一部補修をかける部分があるのかとは思いますが、大幅に変えるというようなことではなくてですね、舗装面をきれいにするとか、そういった部分の工事になるのかというふうに思います。

議長（横山弘藏） 伊藤議員

七番（伊藤忠之） 今度、景観条例がいろいろありますんですけども、例えば、駐車場を作るにもですね、旧藤松家の家にマッチした、出来れば今はやりのテカテカとした駐車場じゃなくてですね、自然にマッチしたような駐車場を出来れば作ってほしいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 議員さんがおっしゃるようになりますね、地産地消型の古民家レストランも昔風情を保とうとしておりますので、やはりそういうようなことも考慮に入れながら、この駐車場整備については考えていきたいというふうに思います。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

九番（松永勇治） 今回の関連した質問でございますけれども、委託料のですね、駐車場設計委託料が三十万と、それから十五節の工事請負費の四百万円、それに公有財産購入費の七十万円、合わせまして五百万円、これを今回補正して全部繰り越すということでございますけれども、これは町単独の事業ですか、お尋ねします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） この駐車場につきましては、町単独で行いまして、先ほど来言われておりますように、地域活性化きめ細やかな臨時交付金を財源に充当したいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） じゃあ、町単独事業であればですね、これは二十二年度の予算に掲げてもよかつたんじゃないかと思いましたが、お尋ねをいたしました。

そうすると、特定財源があるということですね。そうすると、町単独ではありませんね、まあ一般財源としての扱いかも知れませんが……。そういうことですか？

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） 失礼しました。

そういう交付金事業を財源に使っておりますので、この分については繰り越しをさせていただきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・土木費

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 七款、十五節・工事請負費。十二月の議会です、景観条例が制定されました、その中で、例えば主に建物が重要な文化的景観ですかね、そういうような規制を受けるとい形になりましたけども、工事請負費の中の補修舗装工事で道路の補修がありますけども、重要な文化的景観の適用地域にある舗装工事はありますか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この先小路線補修舗装工事と、堂の上線、こちら辺がですね、景観計画の中の重点区域の中に入っております。そういう中で補修をやるんですけれども、一応景観に配慮した色合いとか、そういうことで舗装の方は考えております。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 重要区域ということでは考えているということなんですけども、これはアスファルト工事になりますか。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

ここが、人家が町並みの中の密集した地域の中をやるもんですから、コンクリート舗装ではなかなか通行止めというのが困難だということ、一応アスファルト舗装の上に薄層舗装と言って、いろんな色が付けられるんですけども、小さな粒の砂を薄く密着させるといふふうな工法があります。そういうことで、今のこの工事費は積算いたしております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 歴民の前の小田家のところにですね、あの坂道は石畳みたいな形になっております。それで今後ですね、あの景観条例を制定して小値賀の町並みを観光資源として生かしていくためにはですね、今までの舗装の考え方は違った捉え方を、その舗装自体が観光になるのかどうか、ちゅう視点ですね、今から選択をしていかんばやろうと思いません。

それで、それに対してはちよつと予算がオーバーする面もありましようけども、しかし、その波及効果ということを考えればですね、少しその辺は念頭において舗装工事も今後新設をしていかなければならないと思えますけども、それについてはどうですか。

議長（横山弘藏） 建 設 課 長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

これは、きめ細かな交付金を使って整備をしていくわけですけども、景観条例が施行されて初の公共事業で、一番影響が出てくるということで私たちも認識しております。

それで、これから先、まずこの一番目にやるこの工事をですね、将来的にどういふふうなまちづくりをするか、どういふふうな雰囲気を作るのか、ほんとに統一したものにしていこうというふうに思っておりますので、まずこれは慎重にですね、やっていきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議 員

四番（小辻隆治郎） 慎重にやっていくということは、いろんな民間からの意見も聴きながらとか、何かそういう審議会の中で審議するという意味ですか。

議長（横山弘藏） 建 設 課 長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この景観条例の中には、今回いろんな予算でも出てきましたけれども、景観審議会というのを八名の委員さんで構成するように四月一日からやっていたことになるんですけれども、まあ審議会にもかけますし、町民の皆さん方にもちよつとご意見を聴いたりとかしながら、色の決定とかですね、いろんなことで方向性を決めていきたいというふうに考えております。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 審議会でそれを策定していくということなんですけれども、通常は民間の住宅を意匠をどうするのか、色をどうするのかというような話になってますけど、真つ先に、やはり景観条例を制定した行政とか、議会が率先してですね、そういうような方向で町民に具体例を見せていくというような、ひとつ覚悟をですね、そういう公共事業の場で示してほしいというふうに思います。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この景観計画・景観条例というのを施行するに当たって、今地域の方に説明会に回ってますけれども、やはりその良好な景観を形成するためには、まずは公共施設がですね、手本を見せて、それによって牽引していくというふうな大きな公共事業の役割があるかと思っておりますので、これは本当に十分力をこめてやっていきたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏）

ほかに質疑はありませんか。

宮崎議員

一番（宮崎良保） 三項、一目の住宅管理費なんですけども、町有の斑住宅改修工事がここに一千百二十万と、工事設計委託料が八十万と出ておりますけども、あそこを改修して何に使うのか、その内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この斑の住宅は以前、教員住宅として使われていた所なんですけれども、今年、悪い所の二棟の分は解体をいたしております。そこは更地にしておりますけれども、その横に鉄筋コンクリート建てのですね、二階建ての四棟分の建物が今町有住宅として確保しておりますけれども、比較的外観がまだしっかりしておりますので、それと住宅事情がですね、今後の、いろいろ考

えますと、Ｉターン者とかです、Ｕターン者とか、小値賀にちょっと滞在したいという、そういうストック的な役割です。すね、この住宅を、まあこれも交付金事業でやるんですけれども、確保しておけば、そういう事態に対応して一時的にでもちよつと入っていただけるといふうなです、今の現状ではどうしても町営住宅、町有住宅もかなりもう満杯の状況です。それで入居者が時々申し込みがあるんですけれども、ちよつと待っていたらという状況で、斑というところで少し交通の便も悪いとは思いますが、そういうふうにしてＩターン用とか、Ｕターン用に確保したいというふうにご考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・消 防 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・教 育 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・災害復旧費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸 支 出 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

二番（加山雅徳） 十三頁ですね、ちよつと先ほど質疑漏れがあったもんですから…。

町長にお伺いいたします。

十三款、二項、七目ですね、総務費国庫補助金の中ですね、この補正でかなり交付金の名前どおりですね、地域活性化きめ細かな臨時交付金ですね、これについて、繰り越していろんな事業を上げてます。

で、この経緯って言いますか、町長がどういうところに主眼をおいてこの交付金をこういう事業に充てたのか、そこら辺の経緯をお聞かせください。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

各課長の方に連絡をしてですね、「せっかくの交付金だから是非必要なところを教えてください。」ということで、それを財政の方がまとめて出したということでございます。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 議会でもですね、しょっちゅう全協ん度にいろんなお話が出ます。その折にですね、こういう交付金があるんだっていうのは一回も出てないと思うんですよ。で、私はこの補正を見てびっくりしたんですが、そこら辺のですね、せっかくこういう七千万からある交付金をですね、全協でも、各常任委員会でもですね、「こういうのがありますよ。」ぐらいな話がなぜなかったのか。

そこら辺、町長の見解をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 一つはですね、当初は私も全然知らなかったということで、財政課長の方から言われてですね、それで各課長を集めて、ちよつと時間がなかったということもあるわけですが、全協をする暇がなかったというふうになると大変失礼だったと思うんですが、時間がなかったために、提出するですね、期間が短かったということでご理解をしてもらえないと思っております。

議長（横山弘藏） 加山 議員

二番（加山雅徳） 全協とか諸々に諮る暇がなかったということでしょうけど、じゃあいつぐらい、このきめ細かな臨時交付金は決定されたんですか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） 詳しくは財政の方から、担当から説明させます。

議長（横山弘藏） 財政 課長

財政課長（西村久之） お答えします。

国の方からですね、これは新政権になりました、十二月に補正予算というのを新政権が組みまして、それが成立して、ま

ず県の方にその情報が入ったのが一月の下旬でございます。それから県の方から「こういうふうな交付金がありますので、早急に事業計画書を出して下さい。」と言われましたのが二月の中旬で、それから市町村でまとめさせていただいたというふうなスケジュールになっております。

議長（横山弘藏） 加山議員

二番（加山雅徳） 今の答弁でいきますと、二月中旬には大体判ったということでしょうからですね…。

で、なぜこうしつこく質疑するかって言いますと、町長の答弁ですと、各課長に募ったということでしょうけど、各地区もですね、やっぱいろいろなところでこういう交付金があるならばですね、やりたいところも各地区の会長さんですね、にも連絡を取りながらですね、やっていただきたかったなあっていう気持ちがあるわけですね

だから、まあ二月中旬であれば、そこに半月ぐらいあるわけですから、そこら辺の努力をしていただきたかったなあっていうことでございます。

そういうことで、私の質疑は終わります。

議長（横山弘藏） 町長

町長（山田憲道） 各地区の会長さんからもですね、いろいろあったっていうのは解るんですが、ただ今後ともですね、十分注意をしたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

九番（松永勇治） 今に関連でございます。

松永議員

これはお願いでございますけどもね、特に二十一年度はですね、新しい臨時交付金などがありましたですね、それを充当しとるのがダブつとるものですから、どれをどこにもっていつているのか、この振り分けが判らないんですね、そいでいらん質問もしたりするわけですけども、ひとつ今のようなですね、地域活性化・きめ細かな臨時交付金とかですね、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、それから今年はあるかどうか知りませんが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金ですね、こういうふうに一箇所の事業として充てるのなら判りますけど、これをもうずっとこういうふうな多くの事業に分けて配分されておりますのでですね、なかなかそれを充当しとるのかはつきり判らないわけです。それで、議会のときではなくてもかまいませんけれども、今後、このような交付金を配分して分けて充当する場

合にはですね、その資料をいただければと考えますが、どうでしょうか。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

ほんとに細心の注意と言いますか、皆様に注意が足らなかつたなあとは一応思っておりますけども、交付金が三つもありますので、それぞれこの交付金にはこの事業を充てているというふうな内訳をですね、お示しをしないと、後ほどですけども、そういうふうに考えております。

これから先、二十二年度も出るかも知れませんが、その場合は、あらかじめお示しをしたいと思いますというふうを考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦 議員

五番（浦 英明） 今回の五号補正追加が一億三千九百五十万ですね、そしてこれを積み上げた総額が三十二億九千八百二十万円と、これは当初予算からすると約九億円以上も増額となっております。この要因と言いますか、例えば、国の第一次補正、或いは第二次補正、さっき言いました、きめ細かな臨時交付金とか、または地方交付税が思わぬ以上配分されたのか、そういったのが判れば、まあ見込み額でちよつと判りにくいかと思いますけど、分析できましたら教えていただきたいと…。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

これはですね、先ほどから言っておりますけども、その臨時交付金の関係で約、二十二年度に繰り越す分が六億六千万ありますので、今年度に支出する分も合わせますと七億ぐらい、それに他の諸々の補正がありまして大体九億になったということでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

ここで、財政の方から答弁漏れが一つあります。

滞納の件について、ここで答弁をお願いしたいと思います。

財政課長

財政課長（西村久之）

先ほど、松永議員さんの質問に答弁を保留しておりましたので、お知らせをしたいと思います。

町県民税の滞納繰越分でございますけれども、件数が九件、調定額が二十八万七千七百七十円、今年度現在までに収入されておりますのが、十二万五千四百五十一円、徴収率が四四・六八％でございます。

議長（横山弘藏）

次に、第二表『繰越明許費』についてご質問願います。

松永議員

九番（松永勇治）

繰越明許費を見ますとですね、補正予算第五号の追加額一億三千九百五十万円のうち、繰越事業に係る補正の中で八千九百万計上されております。

地方自治法第二百十三条第一項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございますけれども、この件数が二十五件の繰越事業のうちですね、十九件は今回補正した八千九百万ですね、新規に計上してあります。

もちろん、これは純粋な町単独事業はこの中には含まれていないと思えますが、それについて確認をいたします。

議長（横山弘藏）

財政課長

財政課長（西村久之）

お答えします。

この明許繰越の中で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのが二件あります。これは観光施設整備事業、それから防災行政無線デジタル式設備整備事業の二件、それから公共投資臨時交付金に関する繰越が、離島開発総合センター耐震化改修工事、それからきめ細かな臨時交付金が十八件ありますけれども、これが先ほど言いました、空港ターミナルビル改修工事、地域活動支援センター改修工事、それから霊柩車車庫建設工事、可燃ゴミ計量器改修工事、畑総芋田地区ため池漏水防止工事、稗崎地区道路整備工事、六島漁港浮橋設置工事、町営漁港施設照明灯設置工事、地産地消古民家レストラン駐車場整備工事、町道先小路線補修舗装工事、町道堂の上線補修舗装工事、町道唐見崎線補修工事、町道灯台線補修工事、町道榎津線・港団地線補修工事、町道元屋敷線流末排水路整備工事、町道野崎本線危険箇所補修工事、町道小田線改良工事、町道有斑住宅改修工事、町営小浜町住宅排水路改修工事の分がきめ細かな臨時交付金、それから島暮らし体験交流施設整備事業、それから地産地消古民家レストラン施設整備事業、それから新小浜団地集会所新築工事が今回、繰り越すということになっておりますけれども、このきめ細かな臨時交付金につきましては、町単独事業に充当するというふうになっておりますので、交付金を充てておりますけれども、実質的には町単独の工事というふうになります。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 詳しくご説明いただきましてありがとうございます。

お尋ねしたのは、町単独であればですね、まあ解つとるでしょうけども、是非ともここで補正せんで二十二年度予算で上げてよかつたんじゃないかという考えがありましたもんですから、お尋ねをいたしました。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 今回、その町単独事業をなぜ繰り越したかというふうな質問でございますけども、このきめ細かな臨時交付金につきましては、町単独事業等に充てる事業につきまして交付金を充てるようにということと、今年度中に補正予算を組んでいただきたいというふうなことで『計画書』を県に出して、それから国に行きますので、その交付があつたものが今回繰り越しをさせていただいたということになります。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 財政課長が今言われたもので、もうあれしますけれども、もちろん国庫補助金としてですね、受け入れとるわけですから、二十一年度で受け入れて、それを事業を組んで繰り越すということで理解しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第三表『地方債補正』についてご質疑願います。

松永議員

九番（松永勇治） 財政課長の話では「どうも付きにくい。」と、レストラン事業の三千三百万ですね。

それで今回、最終的には付いて、これは過疎債でございますので、八〇%の交付税の見返りがあるということで結構でございますけれども、最終的にやっぱり過疎債が付きにくいということやっただですけど、どういうふうな事由で最終的に付いたのかどうか…。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

この古民家レストラン施設整備事業につきましては、過疎債の適才事業ではございませんので、ずうっと補正のたんびに

「これはとても過疎債は付けられないんじゃないかなあ。」ということふうな答弁をしておりましたけども、県といろいろと協議をする上で「観光の振興につながるのではないか。」ということで、県からも予定額ということで国の方に挙げさせていただくと、まあ担当課の努力ということがございまして、今回、これを県としては一応過疎債を付ける予定で国の方に挙げさせていたただくという返事をもたらっておりますので、今回補正をさせていただきました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一五号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第一五号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏） 起立全員です。

したがって、議案第一五号、平成二十一年度小値賀町一般会計補正予算（第五号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	三十二分	—
—	再開	午前	十一時	四十分	—

議長（横山弘藏） 再開します。

日程第四、議案第一六号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（中川一也） 議案第一六号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）についてご説明いたします。

このたびの補正は、実績見込みによる保険給付費、共同事業拠出金の減、それに伴う国庫支出金、共同事業交付金の減が主なもので、第一表に示すとおり、規定の予算から歳入歳出それぞれ五千四百七十五万円を減額し、予算総額を四億九千七百六十三万五千円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、概要をご説明いたします。

七頁をお開きください。

第三款・国庫支出金、一項・国庫負担金、二目・療養給付費等負担金一千五百十万円を減額、同じく三目・高額医療費共同事業負担金十六万五千円を減額、四目・特定健康診査・特定保健指導負担金十八万円を増額し、補正後の国庫負担金の総額を七千九百七十七万七千円としております。同じく二項・国庫補助金、一目・財政調整交付金、一節・普通調整交付金を一千二百十三万円、特別調整交付金六十九万八千円を増額し、補正後の国庫補助金の総額を五千八百五十二千円としております。

第四款、一項、一目・療養給付費交付金四百十四万七千円を増額し、療養給付費交付金の総額を一千七百三十八万一千円としております。

第五款、一項、一目・前期高齢者交付金を七万九千円減額し、補正後の額を一億一千七百七十四千円としております。

第六款・県支出金、一項・県負担金、一目・高額医療費共同事業負担金十六万五千円を減額し、二目・特定健康診査・特

定保健指導負担金十八万円を増額し、県負担金の総額を四百四十二万二千元としております。

第六款・県支出金、二項・県補助金、一目・財政調整交付金、一節・財政調整交付金五百二十一万円、二節・特別調整交付金九十三万円を減額、補正後の二項・県補助金を一千四百七十三万八千元としております。

第七款、一項、一目・共同事業交付金一千三百八十二千元、同じく二目・保険財政共同安定化事業交付金四千六百五十九万四千元を減額し、一項・共同事業交付金の総額を二千二百四十三万九千元としております。

第八款・財産収入、一項・財産運用収入、一目・利子及び配当金二万八千元を減額し、財産運用収入の総額を二十九万八千円としております。

第九款・繰入金、二項・基金繰入金、一目・財政調整基金繰入金八百九十三万三千元を増額し、基金繰入金の総額を一千四百八十九万四千元としております。

第十一款・諸収入、二項、一目・雑入は、特定健診に係る個人負担金及び介護従事者処遇改善による介護納付金緩和措置のための交付金で、二項・雑入の補正後の額を百五万八千元としております。

次に、歳出についてご説明いたします。
十頁をご覧ください。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費は、財源調整でございす。

第二款・保険給付費、一項・療養諸費、一目・一般被保険者療養給付費三千五百五十万円を減額、二目・退職被保険者等療養給付費六百二十六万円を減額、三目・一般被保険者療養費五十四万八千元を減額、四目・退職被保険者等療養費二十万八千元を増額し、療養諸費の総額を二億四千三百八十一万三千元としております。同じく二項・高額療養費、一目・一般被保険者高額療養費九百九十九万円を減額、二目・退職被保険者等高額療養費二百万円を減額、三目・高額介護合算療養費二万一千円を増額し、補正後の高額療養費の額を二千六百七十一万一千円としております。三項・移送費、一目・一般被保険者移送費を二十四万円減額し、補正後の移送費の額を二十四万円としております。

第三款・老人保健拠出金、第四款・前期高齢者交付金、第五款・後期高齢者支援金、第六款・介護納付金は、いずれも財源振替でございす。

第七款、一項・共同事業拠出金、一目・高額医療費拠出金百三十二万四千元を増額し、二目・保険財政共同安定化事業拠

出金二百四十一万三千円を減額し、補正後の共同事業拠出金の総額を八千七百七十四万六千円としております。

第九款、一項、一目・特定健康診査・特定保健指導費は財源調整でございませう。

第十款、一項・基金積立金、一目・財政調整基金積立金二万八千円を減額し、補正後の基金積立金の額を二十九万八千円としております。

第十二款・諸支出金、三項・繰出金、一目・直営診療所施設勘定繰出金五十八万六千円を増額し、補正後の繰出金の額を七百五十八万六千円としております。

以上、補正予算の概要を説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第三款・国庫支出金

浦 議員

五番（浦 英明） 二目のですね、療養給付費負担金現年度分、この分が九百三十五万九千円の減額となっております。

これを私なりに予算から積み上げた額は、これを減額して約五千万ほどになると思うんですけども、二十年度決算からすると二千八百万ほど減というふうになるようでございませうので、この分の説明を求めませう。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

療養給付費負担金につきましては、医療費に対して交付されるものでございませう。医療費が下がればこの金額も下がるという形になるんですけども、二十一年度と二十二年度の医療費を比較しますと、小値賀のような小さな保険者の場合は、非常に医療費の変動が、大きい自治体よりございませう。

小値賀町の場合を、二十年度と二十一年度と比較しますと、高額医療費の三十万円以上八十万円未満の件数を調べたところ、二十年度二百五十二件あったものが、二十一年度は百九十三件ということで、見込みでそういった高額、比較的医療費の高い人の数が変動すると医療費に跳ね返ってくると、医療費に跳ね返ってくると、この保険給付費負担金につきましても変動が生じるということでございませうので、そういった医療費の変動によるものだとおもうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・療養給付費交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・前期高齢者交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十一款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・老人保健拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・前期高齢者納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・後期高齢者支援金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・介護納付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・共同事業拠出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第九款・特定健康診査・特定保健指導費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十二款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

浦 議員

五番（浦 英明） 十頁の歳出のところですね、二款、二項、一目及び二目、一目は一般被保険者高額療養費、二目は退職被保険者等高額療養費、これが減額になっております。九百九十万と二百万減額になっておりますので、この説明を求めます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

高額療養費につきましては、八十万円以上の医療費がかかった部分につきまして、その三十万円を超えた部分につきましてこの項目で扱うこととなります。そうした場合に、大体前年度の見込みで予算を計上するわけなんですけれども、今回、二十二年の一月現在で、前年度五十八件あったものが今回三十件ということ、これは一般被保険者と退職と両方合わせた

数字でして、その二つに分けた数字というのはなかなか捉えにくい、時間がかかるもんですから出ないんですけれども、そういうことで実際件数が非常に落ちてるということでございます。

基本的にはこういった医療費というのは、悪性腫瘍、若しくは脳梗塞等の非常に重篤な状況の医療費に関するものでございまして、そういったケースが、件数の変動が年々違いますので、そういったことで、こういった減額補正というものが生じるといったことがあります。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） それで一応解りましたけども、二目の退職被保険者の分ですね、これが見込額で言いますと、約百十五万円と例年度の三分の一に減ってるもんですからですね、それで聞いてみたんですけど、今の説明と、もし今の内容が同じであればいいんですけども、そういうことでまた確認の意味でちょっと聞きます。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

退職被保険者制度自体が、この二十年・二十一年と動いてきておりまして、元々は七十四歳以下を退職被保険者という扱いでしたけれども、現在はそれが六十五歳というふうになっておりまして、それを超しますと前期高齢者というような概念の方に移っていったり、若しくは六十五歳を過ぎますと、一般被保険者の方に対象が切り替わるもんですから、厚生保険に入っていた人が六十五歳までは退職被保険者の扱いになるんですけれども、六十五歳を超えますと、もう国保の一般被保険者というふうに移るようになっております。

そういった関係で対象人員も年々減っていったって、最終的には退職被保険者自体をなくするという動きがございますので、そういったことでこういった数字が減ってるものというふうに思っております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一六号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第一六号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	五十八分	—
—	再開	午後	一時	二十七分	—

議長(横山弘藏) 再開します。

日程第五、議案第一七号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(中川一也) 議案第一七号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第二号)についてご説明いたします。

補正の主な内容は、介護保険給付費の見込による減額で、それに伴う国費・県費・支払基金交付金等の減額でございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ一千七百九十八万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億四千七百七十五万円にするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から順次、ご説明いたします。
七頁をお開きください。

第一款・保険料は、一号被保険者保険料でございまして、滞納繰越分二十八万円を増額し、補正後の保険料を四千四百九十五万九千円としております。

第四款・国庫支出金、一項・国庫負担金、一目・介護保険給付費負担金五百四十万九千円を減額し、補正後の国庫負担金の額を五千三百九十五万三千円としております。二項・国庫補助金、一目・調整交付金七十五万六千円を減額し、補正後の国庫補助金の額を四千九十一万円でしております。

第五款・県支出金、一項・県負担金、一目・介護給付費負担金を百四十三万三千円減額し、補正後の県負担金を四千八百三十二万六千円としております。

第六款、一項・支払基金交付金、一目・介護給付費交付金六百二十五万円を減額し、補正後の支払基金交付金の額を九千五百三十五万五千円としております。

第七款・繰入金、一項・一般会計繰入金、一目・介護給付費繰入金を二百六十三万一千円、四目・その他一般会計繰入金を百七十八万四千円減額し、補正後の一般会計繰入金の額を四千四百六十二万三千円としております。二項・基金繰入金七千円を減額し、補正後の基金繰入金の額を百三十八万五千円としております。

第八款・財産収入は、基金利息でございまして。

歳出についてご説明いたします。
九頁をご覧ください。

第一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、十一節・需用費五万円を減額、補正後の一般管理費を八十四万六千円としております。三項・介護認定審査会費、二目・認定調査等費は、十二節・役員費、主治医意見書作成手数料二十万三千円の減が主なもので、補正後の介護認定審査会費を三百三十三万三千円としております。

第二款・保険給付費はいずれも実績見込による補正でございまして、一項、一目・介護サービス等諸費は、一千十八万七千円を減額し、補正後の額を二億七千三百五十九万六千円とし、二項、一目・介護予防サービス等諸費は、八百五十八万七千円を減額し、補正後の額を一千五百十四万四千円としております。三項・その他諸費、一目・審査支払手数料、十二節・役

務費九万一千円を減額し、補正後のその他諸費を三十三万六千円としております。四項・高額介護サービス等費、一目・高額介護サービス費を四十八万一千円、三目・高額医療合算介護サービス費を八十五万五千円増額し、四項・高額介護サービス等費の補正後の額を八百二十万九千円としております。五項・特定入所者介護サービス等費、一目・特定入所者介護サービス費を百三十三万円増額し、五項・特定入所者介護サービス等費の額を二十八万二千円としております。

第五款・地域支援事業費、一項、一目・介護予防事業費、七節・賃金八万円、十三節・委託料五十一万二千円を減額し、一項・介護予防事業費を五百二十六万五千円としております。同じく二項・包括的支援事業・任意事業費は、五目・任意事業費、十三節・委託料四十七万二千円を減額、六目・介護予防サービス計画費、十三節、計画作成委託料四十六万八千円を減額し、二項・包括的支援事業・任意事業費の補正後の額を七百五十四万四千円としております。

第六款、一項、二目・基金積立金一千円は、介護従事者処遇改善臨時特例基金、基金利息を積み立てるものであります。

以上、補正予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・保 険 料

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・支払基金交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・財産収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・地域支援事業費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一七号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一七号、平成二十一年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）は、原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第一八号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第四号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第一八号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第四号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で水道使用料の額の見直しと前年度繰越金の違算による補正、歳出で臨時雇い事務賃金の減額、工事請負費の精算による減額が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ百九万二千円を減額し、補正後の総額を九千五百六万円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料を六十五万八千円増額、これは本年度の実績により計上いたしております。これにより、一項・使用料及び手数料の補正後の総額を五千四百七十二万九千円いたしました。二項、一目・工事収入を二十五万円減額、本年度の受託工事の実績と今後の見込みにより減額いたしております。これにより、二項・工事収入の補正後の総額を十八万円いたしました。

五款、一項、一目・繰越金、一節・前年度繰越金を百万円減額し、一項・繰越金の補正後の総額を三十三万二千円いたしました。

八款・諸収入、一項、一目・雑入を五十万円減額、これは当初、消費税の還付を見込み計上しておりましたが、納付になりますので全額減額いたしております。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、三節・職員手当等を六万六千円減額、四節・共済費を

一万八千円増額、七節・賃金五十八万六千円減額は、臨時事務雇い分で委託職員へ移行することにより減額するものです。十五節・工事請負費を三十三万一千円減額、これは配水管移設工事二件分の工事費の精算によるものです。十九節・負担金、補助及び交付金九万九千円減額は、設計単価作成業務委託負担金で委託先の水道協会が作成業務を止めることにより、新たな委託先による負担金の変更です。三目・消費税、二十七節・公課費十四万八千円の増額は、消費税中間申告分の納付額に不足が生じたので計上いたしております。これにより、一項・総務管理費の補正後の総額を四千五百三万六千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費を十七万六千円減額し、一項・予備費の補正後の総額を二十万円といたしました。以上、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第四号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・繰越金

松永議員

九番（松永勇治） これは百万円はですね、今回、補正で減額の百九万二千円のうちの百万円ですよね、ちゆうことは九月決算が終わって、先ほど、「違算」というような話がありましたけど、これはもう違算も何も計算する必要はないわけですね、繰り越しははっきりと判つとるわけですから…。何で十二月とか今までのうちにですね、最終予算にもつてこんで、もしも予算が不足した場合にはこれは大事の、赤字ということも考えられますね、ということひとつお尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この繰越金で当初百万円組んでおりまして、六月の補正で三十三万二千円というふうに繰越金の確定がありました。

それで、本来なら六十何万減額して、三十三万二千円に繰越額を確定せんばいかんやっただですけれども、ちよつと勘違

いのですね、百万に三十三万二千円をプラスして繰越額を補正しております。

それで、もつと早い時期にということですが、ちよつと今まで気づかなかつたということ、申し訳ありませんでした。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第八款・諸 収 入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一八号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第四号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一八号、平成二十一年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第四号）は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第一九号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（升水裕司） 議案第一九号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で下水道使用料の額の見直しと、歳出で水洗便所改造資金融資の利子補給の補助金の補正が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ十四万円を増額し、補正後の総額を一億七千三百二十五万二千元とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、一款・事業収入、一項・使用料及び手数料、一目・使用料、一節・下水道使用料を百八十五万九千円増額、これは現年度分百七十六万五千元、過年度分九万四千元を実績により計上いたしております。これにより、一項・使用料及び手数料の補正後の総額を二千二百二十七万八千円といたしました。

四款・繰入金、一項、一目・一般会計繰入金を百七十一万九千円減額し、一項・一般会計繰入金の補正後の総額を六千九百四十九万五千元といたしました。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、三節・職員手当等を二万一千円減額、四節・共済費を九千円増額、十九節・負担金、補助及び交付金を十五万二千元増額、これは、水洗便所改造資金融資の利子補給補助分で、融資の利用者が当初の想定より増加したことによるものです。これらにより、一項・総務管理費の補正後の総額を二千二百

七十四万四千円といたしました。

以上、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第一款・事業 収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰 入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松 永 議 員

九番（松永勇治） 事業収入に関することをございますけれども、一つ一つの地区ではいりませんけれども、今の接続率をお尋ねいたします。現在の…。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

下水道の接続状況ですけれども、二月末現在です。公共下水道分が五八・七％、農集の浜津地区が五三・八％、柳地区が七二・三％、前方地区が六八・四％、大島地区は百％、斑地区が五〇％、それで合併浄化槽が八八・五％ということで、全体で五九・八％となります。

議長（横山弘藏） 松 永 議 員

九番（松永勇治） 斑地区をちよつと聞きそんじたんですが、お願いします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） 斑地区が五〇％です。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 当初予算のときにですね、聞きましたところが、全体で六〇％ということだったんですけど、一年間に進んでいないっちゆうことですね、あまり…。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

今年度の当初に、「接続率は全体で六〇％」というお答えをしていたかと思うんですけども、接続率はですね、一応接続可能戸数が分母にあつて、接続した戸数が分子にあつて、それで率を出すんですけども、その斑の漁集が例えば二十年当初に何もまだ接続されていない状況ですね、それで供用開始時点を考えますとですね、分母に例えば斑分が九十戸接続可能戸数が出てきたとしますと、九十が分母に入ります。ですから、当然六〇％からですね、約五％程度下がります。ですから、それから六〇％また更にながつてますので、五％は上がったというふうに思っていただけだと思います。ですから…。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一九号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第一九号、平成二十一年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第四号）は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第二〇号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第四号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 議案第二〇号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第四号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正予算の内容は、歳入においては「離島航路の経営健全化のための補助金」の増額と一般会計からの繰入金の減額、歳出においては、船員の怪我による長期入院及び療養による人件費等の調整及び需用費における不要額の減額が主なものです。

それでは、補正予算の内容について説明いたします。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ八十三万四千円を減額し、補正後の総額を六千二百二十五万五千円にするものです。

予算説明書の事項別明細書、七頁の歳入から、説明いたします。

二款、一項、一目・渡船事業費国庫補助金において六百十六万六千円増額し、補正後の額を二千四百四十六万五千円としました。これは船の減価償却に対する補助金です。建造してから耐用年数の期間、つまり七年間で九〇％は減価償却しており、補助の対象となり、既に見合う分の補助金を得ていましたが、現在資産として残っている一〇％、つまり、『はまゆう』と『さいかい』合わせて約六百五十五万円の全額が補助されることになりました。なお、三十八万四千円については、三号補正で計上しておりましたので、今回はそれを差し引いた分六百十六万六千円を計上いたしております。それに伴ない、四款、一項、一目・一般会計からの繰入金を七百万円減額し、補正後の額を一千二百万円としました。

次に、八頁、歳出について説明いたします。

一款、一項、一目・渡船総務費において、職員の共済費を二万三千円増額しました。二目・はまゆう運航費及び三目・さいかい運航費においては、船員の怪我による長期入院及び療養のため、他の船員の時間外手当や賃金、委託料を調整し、必要に応じて増額しています。また、はまゆう運航費、さいかい運航費において、十一節・需用費をそれぞれ六十万円と十万円を減額していますが、これは船の燃料A重油において、平均単価が昨年より二十九円安くなったのが主な理由です。よつて、渡船管理費の総額を三十五万五千円減額し、五千四百八十八万八千円としました。

三款、一項・予備費では五十二万九千円を減額し、五万六千円としています。

以上、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第四号）の提案理由の説明をいたしました。

ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第二款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・渡船事業費

松永議員

九番（松永勇治） 八頁のですね、二目・はまゆう運航費の三節・職員手当等、先ほど、ちよつと説明がありましたけれども、この十六万六千円の時間外手当のですね、ちよつともう一度内容を聞かせて下さい。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 説明いたします。

「職員の怪我による」という説明を私がいたしましたけれども、『さいかい』の方の船長の怪我でして、そのために現在、

町職員の船長を『さいかい』と『はまゆう』に一人ずつおいております。それと、休みの日のための船長を委託で別に一人おいております。

それで、『さいかい』の船長が怪我しましたので、その委託の方の船長を『さいかい』の方に貼り付けました。ですので、『はまゆう』の方の船長がほとんど休みがない状態で船に乗ったということになります。ですので、その人の時間を計上しております。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） そうすると、正式の職員でない船長を一人おいておるけれども、やっぱり責任者ですから、普通の職員の船長並みに扱うつちゆうことで職員手当てとして計上したわけですね。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 説明いたします。

これは、あくまでも町職員の分です。今言われました委託職員、まあ委託職員も船長として委託しておりますので、正式な船長ということですから、町職員ではないということ、その分は委託の方ですね、調整をして二つ合わせると増額というふうな形で計上しております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・予備費

立石議員

八番（立石隆教） 五十二万九千円を減額補正しております。これはどこに充てたものなのか、或いは調整のためなのかというところで、この内容をお伺いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（蛭子晴市） 説明いたします。

調整のためにひいております。最終補正ですので、あと五万六千円予備費があればいいというふうに判断しました。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） そのようなケースもあろうかとは思っておりますが、大体特別会計においては予備費は作らなくてもいい

いい、もたなくてもいいというふうになっておりますので、必要な場合は一般会計からというようなことが、繰り入れができるという性質だからということもあります。

そういうことです。そんな極端にこれをゼロにしたところで問題ないじゃないかという理屈になるんですけども、私はこの渡船についてはですね、急に機械が故障したりですね、所謂、突発に起こることってというのが他の特別会計よりずっと大きいんじゃないかと考えています。なのに、例えですね、年度末であるからといって必要な経費が自動的に少なくなるという類の性格のものではないのではないかと、例えです。思っております。

したがって、この時点でそう簡単に予備費を調整していいのかということも、またこれがあと何日かのうちにですよ、必要にかられてそういうものが出てきたときに、一般会計からそれを入れなきゃいけないみたいな話になると、非常に恥ずかしい話になるんですよ。

その辺のところはどうなんですか？そういうことをお考えになった上で減額補正をしたんですか？

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹
産業振興課専門幹（蛭子晴市） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、急なときの予備費ということでも考えております。

しかし、修繕費として需用費の方でも幾らかもっておりますので、幾らかはそれの方で足りるということで、こちらの方は考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二〇号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第四号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 異議なしと認めます。

したがって、議案第二〇号、平成二十一年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第四号）は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第二一号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） 議案第二一号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第二号）の提案理由をご説明いたします。

この度の予算補正は、歳入で事業勘定繰入金の増額と一般会計繰入金の減額、諸収入で特定健診の国保分の確定による減額、歳出では医療費の外注生化学検査料の減額計上が主なものでございます。

第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の予算に歳入歳出からそれぞれ百五十五万四千円を減額し、補正後の総額を四億二千八百二十一万九千円とするものでございます。

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、四款・繰入金、一項・他会計繰入金、一目・事業勘定繰入金五十八万六千円増額、二目・一般会計繰入金百五十万円減額し、一項・他会計繰入金の補正後の総額を四千三百七十八万六千円にいたすものです。事業勘定繰入金につきましては、特別調整交付金の中のへき地直営診療所運営費分の額の確定による増額です。

六款・諸収入、二項・受託事業収入、一目・特定健康診査等受託料六十四万円減額し、二項・受託事業収入の補正後の総額を六百二十六万円にいたすものです。これは特定健診の国保分の実績による減額です。

歳出では、一款・総務費、一項・総務管理費、一目・一般管理費、二節・給料の二万三千円の増額は、育児休暇職員の日割調整によるものです。四節・共済費は十七万二千円増額し、これにより一項・総務管理費の総額を一億七千九百九十八万七千円といたしました。一款・総務費、二項、一目・研究研修費、九節・旅費五十三万七千円の減額は、医師の学会出席や看護師の研修等の旅費の減額、十九節・負担金、補助及び交付金十萬円の減額は会議負担金の減額です。これにより、二項・研究研修費の補正後の総額を四十五万八千円といたしました。

二款、一項・医業費、二目・医薬品衛生材料費、十二節・役務費百万円の減額は、今年度から検査項目の中で一部、診療所での検査が可能になり、外注生化学検査料の減少に伴うものです。これにより、一項・医業費の補正後の総額を二億三千百九十五万一千円といたしました。

四款、一項、一目・予備費を十一万二千円減額し、予備費の総額を七十三万八千円といたしました。以上、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）に係る概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第四款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・諸収入

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第一款・総務費

松永議員

九番（松永勇治） 二項の研究研修費の九節・旅費で五十三万七千円、もう多額な減額がなされておりますけども、これは

機会がなかったのかどうか、あまりも減額が多いもんですから…。

そして今までこの五十三万七千円を、この三月じゃないと判らなかったのかですね、その点についてお尋ねをいたします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

当初、医師の学会等への出張、それから看護師等の研究旅費等に予算を組んでたわけでございますけど、実際、医師もちよつと忙しくて学会も一回東京に出席したのみでございます。

それから、職員が二回、一応出張しておりますして、学会等の出張に行く機会がなかったということでも今回減額させていたできませんでした。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二款・医業費

伊藤議員

七番（伊藤忠之） 医業費の二目・医薬品の衛生材料費で、先ほど、診療所事務長の方からご説明がありましたけども、外注の方が一部診療所で出来るようになったという説明がありましたんですが、これはどのようなものでしょうか、内容をお願いいたします。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

特定健診等で検査いたします悪玉コレステロールの検査につきまして二十一年度から試薬を診療所の方で購入いたしましたので、検査が可能となりましたので、外注の方が一応今回減額させていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

四番（小辻隆治郎） 関連質問ですけども、今の、悪玉コレステロールの検査をするためには機械みたいなどは要らないんですかね、薬品で間に合うんですか。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） お答えいたします。

機械の中に試薬を入れまして血液等を入れるということでございます。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） その機械はこっちで準備をせんばいかんということですね…、ということは、仮に機械をですね、入れてこちらで検査するのと外注して検査してもらう、その分岐点というかですね、その辺はどうでしょう。

議長（横山弘藏） 診療所事務長

診療所事務長（尾野英昭） その悪玉コレステロールにつきましては、診療所にある機械の方で試薬さえ購入すれば出来るわけでございますけど、外注にするかどうかの判断と言いますのは、試薬の購入費と外注に出した方がどちらが安くつくかということもありますし、また件数的にも多ければ診療所の方でやった方が試薬等の購入価格の方も安く済むんじゃないかと考えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第四款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二一号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第三号）を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(横山弘藏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第二一号、平成二十一年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第三号)は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 二時 十五分 散会 ―